

毎週火、金曜日發行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 健康保険法等に基づく保険医の指定
使用内用薬等の購入価格に関する基準
- 健康保険法等に基づく保険医の異動
- ◇公安規則 刑事訴訟法に基づく逮捕状を請求すること
のできる司法警察員を定める規則
- 刑事訴訟法に基づく逮捕状を請求することがで
きる司法警察員の証票に関する規程

告示

鳥取県告示第四百九十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び船員保険法
(昭和十四年法律第七十三号)に基づく保険医を次のよう
に指定した。

昭和二十八年十一月五日

鳥取県知事 西・尾 愛 治

診療科名	診療所名称	住所	氏名	指定年月日
外科	カメノリ	鳥取市瓦町	亀若武三	昭和二十八年十月十日
	外科医院	一二四		

鳥取県告示第四百九十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び船員保険法
(昭和十四年法律第七十三号)の規定による療養に要す
る費用の額の算定方法(昭和十八年厚生省告示第六十六
号)に基づく使用内用薬、使用外用薬及び使用注射薬の購
入価格に関する基準を次のように定め昭和二十八年九月
一日から適用する。

昭和二十八年十一月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和二十八年厚生省告示第二百七十五号により厚生大
臣が定めた使用内用薬、使用外用薬及び使用注射薬の
購入価格に関する基準による。

鳥取県告示第四百九十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和二十八年十一月五日

鳥取県知事 西尾愛治

診療科名	名称	診療所の所在地	異動事項	氏名	異動年月日
------	----	---------	------	----	-------

内、外科	岡田医院	岡山県英田郡大原町古町 八頭郡智頭町字郷原	住所変更	岡田 可知	昭和二十八年九月十五日
	一七六〇				
内、小児科	伊藤医院	鳥取市元魚町二丁目九 東伯郡羽合町橋津五三		伊藤壽美子	十月十日

公安委員会規則

鳥取県公安委員会規則第一号

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)第九十九条第二項の規定に基き、鳥取県国家地方警察に勤務する警察官たる司法警察員のうち、同条第一項に規定する逮捕状を請求することのできる司法警察員を次のように定める。

昭和二十八年十一月五日

鳥取県公安委員会

- 一 鳥取県国家地方警察隊長の職にあるもの
- 二 国家地方警察鳥取県本部の刑事部又は警備部に勤務する警視及び警部
- 三 警察署に勤務する警視及び警部

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県公安委員会規則第二号

刑事訴訟法第九十九条第二項の規定により同条第一項の逮捕状の請求をすることができる司法警察員の証票に關する規程を次のように定める。

昭和二十八年十一月五日

鳥取県公安委員会

- 刑事訴訟法第九十九条第二項の規定により同条第一項の逮捕状を請求することができる司法警察員の証票に關する規程

第一条 鳥取県国家地方警察隊長は国家地方警察鳥取県

警察隊に勤務する警察官のうち刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)第九十九条第二項の規定により同条第一項の逮捕状を請求することができる司法警察員であることの指定を受けた者(以下「被指定者」という。)に対して別記様式の証票を交付しなけれ

ばならない。

第二条 被指定者は前条に規定する証票の交付を受けたときは、これを警察手帳の表扉の部分にちよう付し、裁判官から要求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

第三条 被指定者はその所属、階級又は氏名に変更を生じたときは直ちに交付を受けている証票を返納しなければならぬ。

第四条 前三条に規定するものの外、この規程を実施するため必要な事項は鳥取県国家地方警察隊長がこれを定める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

証 票

No.

所屬部課所名

官職名 氏 名

右は刑事訴訟法第九十九条第二項の規定による指定を受けた司法警察員であることを証明する。

昭和 年 月 日

鳥取県公安委員会 印

5cm